

平成 29 年度訓練実施状況

No.	種 類	実 施 日	参 加 者
1	風 水 害 対 応 訓 練	平成 29 年 8 月 30 日	防災安全課職員 6 名
2	災 害 対 策 本 部 設 営 訓 練	平成 29 年 12 月 18 日	防災安全課職員 6 名
3	応 急 給 水 訓 練 (ス タ ン ド パ イ プ)	① 平成 29 年 8 月 27 日 午前中 ② 平成 29 年 10 月 8 日 ③ 平成 29 年 11 月 4 日	① 市職員 23 名 (防災安全課 2 名、新入職員 21 名)、東京都水道局 ② 平成 29 年 10 月 8 日 第三小学校防災訓練にて実施 ③ 出前講座で実施 (防災安全課職員 2 名)
4	し 尿 搬 入 訓 練	平成 29 年 9 月 22 日	市職員 4 名 (下水道課 1 名、ごみ減量課 2 名、防災安全課 1 名) 東京都下水道局、協定業者 2 名
5	総 合 防 災 訓 練	平成 29 年 8 月 27 日 午前中	市職員 (理事者・部長職・防災安全課・新入職員)、消防団 他
6	非 常 参 集 訓 練	平成 29 年 11 月 27 日～ 12 月 1 日	市職員 のべ 82 名
7	東 京 都 総 合 防 災 訓 練 見 学	平成 29 年 9 月 3 日	市職員 5 名 (防災安全課 3 名、福祉総務課 1 名、健康増進課 1 名)
8	応 急 給 水 訓 練 (拠 点 訓 練)	平成 29 年 10 月 4 日	市職員 6 名 (防災安全課 1 名、給食センター 2 名、教育総務課 1 名、 教育指導支援課 1 名、中央図書館 1 名)、東京都水道局、国立市上下水道 工事店会
9	り 災 証 明 書 発 行 関 係 訓 練	平成 29 年 適宜	課税課職員、市民課職員 他
10	参 集 報 告 訓 練 (メー ル 送 信)	平成 29 年 5 月 26 日	行政管理部長、防災安全課長、防災安全課職員 2 名
11	医 療 救 護 対 策 訓 練	平成 29 年 11 月 25 日	国立市医師会、歯科医師会、市職員 9 名 (防災安全課、健康増進課)
12	福 祉 避 難 所 運 営 訓 練	平成 30 年 3 月 22 日	防災安全課職員 2 名、国立市手をつなぐ親の会及び太陽と昴の会の会 員 16 名、社会福祉協議会職員 1 名
13	災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 設 営 訓 練	平成 30 年 2 月 6 日	国立市社会福祉協議会、福祉総務課 3 名、防災安全課 1 名
14	災 害 対 応 図 上 訓 練	平成 30 年 3 月 27 日	市職員 28 名

15	避難所運営訓練	随時 (避難所運営委員会の決定による)	防災安全課職員、指定参集職員、避難所運営委員会
16	防災機器習熟訓練	平成29年7月31日	市職員26名(防災安全課4名、新入職員22名)
17	通信訓練(MCA無線)	毎月定期的に実施	MCA無線を配備した施設と担当課
18	応援協定活用訓練	随時実施	防災安全課

【風水害対応訓練】(No.1)

- ・参加者：防災安全課職員6名(プレイヤー4名、コントローラー2名)
- ・概要：コントローラーからの状況付与(台風の状況、気象情報、市内の状況等)に対し、市の対応を検証した。土日にかけて台風が接近し、多摩川が増水するという想定のもと、時間の経過とともに入る気象・水象情報より、災害対策本部の事務局となる防災安全課としての初動対応、関係部署との体制配備や避難準備情報及び避難勧告、避難指示の発令時期や発令方法について、検討を実施した。また、避難所の開設や広報手段等について検討を実施した。
- ・課題等：洪水避難に備えたタイムラインの作成、関係部署への対象拡大及び関係機関との連携

【災害対策本部設営訓練】(No.2)

- ・参加者：防災安全課職員6名
- ・概要：災害対策本部レイアウトに基づき、非常用電源や災害時優先電話、ネットワーク環境について使用できる環境確認を行い、必要備品の検討、資器材の調達先等の調整を行った。
- ・課題等：災害対策本部室での活動が予定される情報統括班の訓練について、実際に設置する機器を本部室に搬入して実施し、操作性や実用性を検討する。また、西臨時事務室の利用(執務室として利用している場合、どのように本部室として切り替えるか)についても検証、調整が必要である。

【応急給水訓練（スタンドパイプ）】（No. 3）

- ・参加者：市職員（防災安全課、市指定参集職員、新入職員）、その他訓練参加者
- ・概要：スタンドパイプと仮設給水栓を接続し、飲料水を確保する訓練を市総合防災訓練、第三小学校避難所運営訓練及び地域の出前講座で実施した。
- ・課題等：職員の習熟、地域で使用可能者を増やしていくため、継続して実施する必要がある。

【し尿搬入訓練】（No. 4）

- ・参加者：下水道課 1 名、ごみ減量課 2 名、防災安全課 1 名、協定業者 1 名、都下水道局
- ・概要：覚書に基づき、災害時におけるし尿の搬入手順の確認訓練を、市関係部署、し尿搬入協定業者、都下水道局と合同で、搬入先である北多摩二号水再生センターにおいて実施した。
- ・課題等：都下水道局の職員や協定業者の変更があるため、継続して実施していく必要がある。また、手順を理解した職員を主管部署以外にも増やしていく必要がある。

【国立市総合防災訓練】（No. 5）

- ・参加者：地域住民、関係機関等 合計 8 0 7 名
- ・概要：訓練内容については別紙資料を参照。
- ・課題：会場レイアウトの検討。防災訓練への市民の参加増の工夫。要配慮者参加者への情報発信方法の充実。

【非常参集訓練】（No. 6）

- ・参加者：市職員 8 2 人
- ・概要：大地震発生により、休日夜間等に職員が参集しなければならなくなった場合を想定し、徒歩又は自転車による職場への非常参集訓練を行った。なお、この訓練に参加できなかった職員も含め、各自参集経路の作成を行った。なお、平成 2 9 年度は、国立市事業継続計画に基づき参集人数の集計を職員課が行った。

- ・課題等：職員に意識の差があることから、非常時には全職員が参集するという意識づけが必要である。昨年度に引き続き、参集人数の取りまとめ担当課から報告がない場合があり、この点についても改善が必要である。

【東京都総合防災訓練見学】(No.7)

- ・参加者：市職員5名（防災安全課3名、福祉総務課1名、健康増進課1名）
- ・概要：東京都・調布市合同総合防災訓練を見学。訓練全体を見学した他、個別では医療救護活動訓練及び検視・検案・身元確認訓練を中心に見学した。
- ・課題等：実施された訓練内容のうち、国立市においても実施すべき訓練内容を抽出し、実施に向けた検討を行う。

【応急給水訓練拠点訓練】(No.8)

- ・参加者：給食センター2名、教育総務課、教育指導支援課、くにたち中央図書館、防災安全課より各1名、都水道局5名、PUC9名、東京水道サービス2名、国立市上下水道工事店会7名
- ・概要：国立中浄水所、谷保浄水所の応急給水エリアの開錠、常設給水栓の確認、仮設給水栓の設置及び給水を行った。
- ・課題等：業務に従事できる職員を増やすため、継続実施の検討。実際にどのような形で浄水所を運営していくか、人員体制や受け入れ態勢、周知・配布方法なども検討が必要。

【り災証明書発行関係訓練】(No.9)

- ・参加者：課税課、市民課、防災安全課
- ・概要：被害認定調査の担当部署である課税課、り災証明書発行部署である市民課と防災安全課でり災証明書発行に関する一連の業務フローについての確認を行った。
- ・課題等：平成30年度は被災者生活再建支援システムを導入するため、システムの操作研修と併せ、証明書発行訓練を行うことが必要である。また、証明書の発行会場として検討している芸術小ホールの手配レイアウトの検証等を行う必要がある。

【参集報告訓練（メール送信）】（No. 1 0）

- ・参加者：行政管理部長、防災安全課職員 3 名
- ・概要：平成 2 8 年度は、消防団で使用しているメールシステムを用いて管理職に対し一斉連絡、参集可否などの報告を行う訓練を行ったが、平成 2 9 年度は、発災直後に行う初動業務、職員の安否・参集状況をパソコンやタブレットで把握できるシステムのデモ操作と併せた図上訓練を実施し、メールシステムとの比較検討を行った。
- ・課題等：初動業務支援システムについては、安否・参集状況の確認のほか、発災時に実施すべき初動業務及び各部の対応状況が可視化される利点はあるが、職員への周知、機器習熟のための操作研修等の実施が必要となる。また、国立市総合防災計画の見直し等に伴い各部の初動業務に変更が生じた場合、システム改修等の費用が生じる可能性がある。

【医療救護対策訓練】（No. 1 1）

- ・参加者：国立市医師会、健康増進課 5 名、防災安全課 4 名
- ・概要：医師の参集訓練、新型インフルエンザ資機材及び災害医療 7 点セットの確認、医療救護所（第 5 小学校）のレイアウトを検証した。
- ・課題等：実際に傷病者役を配置したトリアージ訓練を実施し、医療救護所レイアウトの検証をより深める必要がある。

【福祉避難所運営訓練】（No. 1 2）

- ・参加者：防災安全課職員 2 名、国立市手をつなぐ親の会及び太陽と昴の会の会員 1 6 名、社会福祉協議会職員 1 名
- ・概要：桐朋学園とは「太陽と昴の会」及び「国立市手をつなぐ親の会」の利用者、発達しょうがい者等で常時介護を必要とする者を対象とした福祉避難所の協定を締結している。避難所運営は「太陽と昴の会」及び「国立市手をつなぐ親の会」が主体で行うことになっていることから、避難所として使用できるスペース、トイレ等設備の確認、避難所居室の作成、収容人数の検証等を行った。
- ・課題等：福祉避難所協定施設との通信手段、福祉避難所利用希望者の把握、受入可能人数を超えた場合の選考方法や福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成が必要である。

【災害ボランティアセンター設営訓練】(No.13)

- ・参加者：社会福祉協議会、福祉総務課2名、防災安全課1名
- ・概要：ボランティア受付及び被災者のニーズ受付、ボランティアと被災者のニーズのマッチング訓練を行った。
- ・課題等：「くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル(案)」記載の災害ボランティアセンターレイアウトの検証、ボランティア活動に必要な資機材の把握・確保が必要である。

【災害対応図上訓練】(No.14)

- ・参加者：プレイヤー 生活環境部長、都市整備部長、都市整備部参事、生活環境部職員9名、都市整備部職員16名
 コントローラー 行政管理部長、防災安全課5名
 コントローラー補助 行政管理部5名
- ・概要：プレイヤーに対してコントローラーが状況付与を行い、机上で対応を検討し報告した。場面は発災直後～3日後程度を想定した。また、図上訓練の後、振り返りを行った。
- ・課題等：非常時優先業務の内容については全庁的に周知徹底を続けていくことが必要であり、特に発災直後から初日の間で優先すべき対応を把握しておくことが必要である。

【避難所運営訓練】(No.15)

- ・各避難所運営委員会にて協議し、避難所運営訓練を実施。
- ・訓練実施状況

学校名	実施日	備考
第一小学校	平成29年12月10日	第三中学校と合同で実施
第二小学校	平成30年3月4日	
第三小学校・第一中学校	平成29年10月8日	

第 四 小 学 校	平成 2 9 年 9 月 3 0 日	四小児童の防災訓練と合同で実施
第 五 小 学 校	平成 2 9 年 1 1 月 1 1 日～1 2 日	宿泊訓練を実施
第 六 小 学 校	平成 2 9 年 1 1 月 1 9 日	六小児童の防災訓練と合同で実施
第 七 小 学 校	平成 2 9 年 1 2 月 1 6 日	
第 八 小 学 校	平成 2 9 年 1 0 月 2 9 日	
第 二 中 学 校	平成 3 0 年 2 月 2 5 日	
第 三 中 学 校	平成 2 9 年 1 2 月 1 0 日	第一小学校と合同で実施

- ・課題等：避難所運営委員会と学校の教職員との避難所開設訓練を行い、学校とのさらなる連携強化を図っていく必要がある。
また、避難所の円滑な運営のため、避難所参集職員が主体的に運営にかかわる体制づくり、業務手順の徹底が必要である。

【防災機器習熟訓練】(No. 1 6)

- ・参加者：新入職員 2 2 名、防災安全課 4 名
- ・概 要：新入職員の研修の一環として、防災機器の取り扱い（発電機、投光器、無線、段ボールベッドなど）を実施した。
- ・課題等：継続しての実施が望まれる。年 1 回の研修という形だけでなく、学校の防災訓練などへの参加など職員が活動を行う機会を増やす必要がある。

【通信訓練（地域系無線）】(No. 1 7)

- ・参加者：福祉総務課、健康増進課、児童青少年課、生活コミュニティ課、教育総務課、教育指導支援課、生涯学習課、MCA無線を設置している関係機関
- ・概 要：毎月定期的にMCA無線の通信訓練を実施している。
- ・課題等：未実施の部署があるため、早期に訓練を開始させる必要がある。

【応援協定活用訓練】(No.18)

・実施者：防災安全課

・概要：災害時における応援協定締結事業者との間で担当者及び協定内容の確認を行ったほか、

① 福祉避難所協定施設の一時受け入れ調査・現地確認及び意見交換

受入可能なスペース、受入可能人数等の調査を行った後、全福祉避難所協定施設に訪問し、受入可能スペースの現地確認、担当者との意見交換を行った。

② 国立市アマチュア無線クラブ通信訓練

市庁舎屋上にアンテナを設置し、災害時における応援協定締結自治体内のアマチュア無線家と通信訓練を行った。

通信先：山梨県韮崎市の個人アマチュア無線家、三重県伊賀市広域防災アマチュア無線連絡協議会、兵庫県芦屋市在住のJARRA阪神クラブのメンバー

※秋田県北秋田市の個人アマチュア無線家は都合により訓練参加できず。

③ 桐朋学園福祉避難所開設訓練

【福祉避難所運営訓練】(No.12)を参照。

・課題等：災害時には、担当となる部署が協定先に連絡し、協定内容の確認を行うなど、日頃より関係を構築していくことが必要である。また、協定に基づく訓練を実施することで協定内容を具体化していくことが必要である。